

## 住民基本台帳に係る電算処理の委託等に関する検討会報告書の概要

平成19年12月

### 1 情報流出事案を踏まえた現状認識

- (1) 情報流出を招きかねない要因・反省点
- (2) 情報セキュリティ確保の必要性
- (3) 委託と再委託との関係

再委託は、市町村の置かれた事情も踏まえ、業務を円滑に遂行するため、やむを得ない場合に限って例外的に活用。委託先事業者との間の契約を介して、再委託先事業者と同等のセキュリティ対策を求めるなど、再委託先事業者を適切に管理。

### 2 実効性のある対策 ～手順に沿った措置～

- (1) 対策の対象事業の範囲

システム開発・改修の委託以外の委託なども、特に対象事業から除外せず、広く対象としていくべき。

- (2) 対策の具体的な内容

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①指定場所での処理</li> <li>②承認を受けないデータ持ち出しの禁止</li> <li>③(②の例外の場合の)データの暗号化処理</li> <li>④承認を受けないデータの複製・複写の禁止</li> <li>⑤処理作業後のデータの返還・廃棄</li> <li>⑥承認を受けない再委託の禁止</li> <li>⑦日々(一定期間ごと)の処理記録の提出      など</li> </ul> |
|--|

これらのうち、特に、②に焦点を当てて、措置の徹底を図るべき。

- (3) 委託先事業者の限定の適否

ISOなどの認証等を得ていることは、委託先事業者の選定に当たって、一つの判断要素として考慮。

- (4) 市町村・委託先事業者のそれぞれに求められる対応姿勢。

- (5) 対象となる行為者

直接の行為者として、個人情報を取り扱う業務に従事する者の行為に着目。

### 3 対策実施の手法・法律上の構成

- (1) 対策実施のための手法・選択肢

①ガイドライン等に基づく助言による対応

②住基法・同法施行令に基づく技術的基準の改正による規範性のある対応

<p>○情報セキュリティ確保措置の規範性が確実に担保されるよう、住基法・同法施行令に基づいて定められ、法令上の最低限の基準である「技術的基準」に、改正・追加等を行う。</p>
---

- 総務省は、住基法に基づき、必要に応じ、助言・勧告・報告徴収。
- 市町村は、具体的な発注条件として契約条項に盛り込んだ上で、委託先事業者の確実な履行を請求。
- 運用上の工夫（より具体化した契約条項のひな形の提示、自己点検表の活用、システム・セキュリティ監査の実施、委託先事業者を選定する際、事業者における情報セキュリティ確保のための措置の内容を明らかにさせる など）、契約上の責任の追及（履行代金の減額、違約損害金の請求など）などを組み合わせることにより、情報流出はかなりの程度防止できる。

### ③法律改正による対応

所要の法律改正を行い、個人情報を取り扱う業務に従事する者が手順に沿わない処理を行う場合に、規制をかける。

### (2) 他の個人情報と区別して法律上の特別な措置を講じる場合の理由

住民基本台帳情報について、区別を正当化する説得的な理由が必要。住民基本台帳事務は、住民個人の基礎的な情報を、適正な記録管理そのものを目的として管理するもの。

### (3) 段階的な対応の適否

②の対応による実効性に着目すべき。

## 4 罰則の取扱い

法律改正による対応の場合、規制された行為に対して、刑事上・行政上の罰則を科していくべきか、引き続き議論・検討を深める必要。

- ・ 刑罰導入の可否 保護法益、構成要件の設定など
- ・ 刑罰の機能
- ・ 過失によるものが大半である個人情報流出事案に即した刑罰の構成 責務にふさわしい行為規制をかけた上で、規制にのっとらない行為に係る故意責任を問う。
- ・ 行政上の秩序罰による対応 刑罰より円滑な運用が期待できる可能性。

などについて、引き続き議論・検討を深める必要。

## 5 まとめ

- セキュリティ確保の重要性にかんがみ、まずは、迅速で速効性を有する対応をとることとし、規範性を有する技術的基準の改正による対応を通じて、市町村による取組みを徹底していくこととすべき。
- 法律改正は、さらに詳細な検討を行いつつ、一定の整理・意見集約の上において、さらなる対応として取り組む。
- 全国を通じた対応にとどまることなく、市町村において、地域や事業者の状況に応じて、個人情報保護条例、規則などにより独自に対応を強めていくことも望まれる。